

P.77

◆（山本由美子議員） ただいま議長より、発言のお許しをいただきました、公明党議員団の山本由美子でございます。

通告に従い、質問させていただきます。

まず初めに、成年後見制度の利用促進について、お伺いいたします。

認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分な方の権利を守り、預貯金や不動産などの財産管理、介護サービスや施設入所に関する契約などを行う成年後見制度の利用促進を図る、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が本年5月に施行されました。認知症の高齢者が増加し、この権利を守る成年後見人の重要性が高まっていることを踏まえ、成年後見制度の利用促進法では、一般市民から後見人となる人材を確保する方策や、成年後見制度が認知症の高齢者らを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、必要とする者には成年後見制度が十分利用されるよう、周知及び啓発のために必要な措置を講ずることなども明記されております。

そこでお伺いいたします。

本市において、成年後見制度の対象となり得る認知症高齢者の方、知的障害、精神障害のある方の実態をお聞かせください。

P.77

◎市長（桂川孝裕） 山本議員の御質問にお答えいたします。

本市において、成年後見制度の対象となり得る認知症のある方については、今現在、正直把握ができていないのが現状であります。厚生労働省が取りまとめた認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランによりますと、平成27年の認知症高齢者の推計割合は15.7%となっており、平成28年7月1日現在の亀岡市の高齢者の人口が2万4,250人となっていることから、認知症の高齢者は約3,800人と推測されるところであります。

また、平成27年度末で療育手帳の交付を受けている人は848人、精神障害者福祉手帳の交付を受けている方は452人ですが、生活実態や生活環境、家族構成などはさまざまであり、成年後見制度の必要性の有無などについての実態把握は難しい状況にあるというふうにご認識しております。

以上です。

P.78

◆（山本由美子議員） それでは次に、本市における成年後見制度の利用状況の推移について、お伺いいたします。

P.78

◎市長（桂川孝裕） 亀岡市における利用状況を、京都家庭裁判所の園部支部に問い合わせましたが、回答を得ることができませんでした。また、最高裁判所の事務総局家庭局の資料によりますと、平成27年1月から12月の間に、成年後見関係事件の申立件数は全国で3万4,782件で、成年後見制度の利用者総数は19万1,335人であり、成年後見制度を必要とする人は、認知症高齢者が約460万人、知的障害者が約70万人、精神障害者が270万人と言われていることから、制度の利用率は3%にも満たない状況だということに感じております。

P.78

◆（山本由美子議員） 京都府の数はわからないのでしょうか。

P.78

◎市長（桂川孝裕） 京都府においても、これは公表されていないという状況でございます。

P.78

◆（山本由美子議員） 最初に、この成年後見制度の対象となり得る人の人数を聞かせていただきましたので、亀岡ではどれだけの方がその中で利用されているのかということを知りたかったのですけれども、数が把握されていないということですので、わかりました。

厚生労働省の推計によりますと、2012年時点の認知症高齢者が462万人で、2025年には約700万人に達し、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると予測され、成年後見制度の必要性、重要性はさらに高まってくると考えられます。しかし、先ほども市長のほうから言われていましたように、実際にこの制度を利用されているのは2015年末現在で全国で約19万人にとどまっているというのが状況であります。

本市においても、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者が増加傾向にありますが、認知症の高齢者や知的障害、精神

障害のある方に、成年後見制度を十分利用していただけるよう、成年後見制度の周知、啓発はどのように行われているのか、お尋ねいたします。

P.78

◎市長（桂川孝裕） 後見制度のやはり周知、啓発が本当に必要だなというふうには思っております。

亀岡市においては、健康福祉部のカウンターにパンフレット等を設置しているほか、市のホームページや高齢者の健康・福祉サービスガイドブックへの掲載、障害者手帳所持者への個別説明や、個々の相談支援の中においても紹介や説明を行い、周知・啓発を図っているところであります。

P.79

◆（山本由美子議員） 今、周知のほうを説明いただいたのですが、日ごろ地域でそういう認知症の高齢者の方ですとか、障害者の方とかお世話をされている民生委員の方に、やっぱりこの制度というものをしっかり知っていただき、本当に必要としておられる方につなげていく、そしてまた日ごろ見守っていくという、そういう活動していただきたいなと思いますので、民生委員への研修の場というのは、機会というはあると思うので、ぜひこの後見制度というのをまた研修の中に入れていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

P.79

◎市長（桂川孝裕） ぜひとも前向きに検討してまいりたいと思います。

P.79

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

この成年後見制度は2000年4月に、介護保険制度と同時にスタートして、高齢者の日常生活、意思決定を支える車の両輪として利用が期待され、16年になります。成年後見制度については、本当に認知度が低くて、聞いたことはあるけれども、どういうことかわからないという方が本当に多いですので、今後、今もう取り組みしていただいていますけれども、さまざまな形で周知・啓発ということで、取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、亀岡市社会福祉協議会が実施しています福祉サービス利用援助事業について、お聞きいたします。

この福祉サービス利用援助事業というのは、認知症や知的障害、精神障害のある方が地域で自立した生活が送れるように、福祉サービスを利用するための手続がよくわからなかったり、日常的な金銭管理をするのが1人では不安な場合に支援する事業で、必ず利用者本人が契約を結んでサービスが開始されるというのですが、この福祉サービス利用援助事業の利用状況の推移について、お尋ねいたします。また、判断能力がどんどん低下して、成年後見制度に移行された方の人数もあわせてお伺いいたします。

P.79

◎市長（桂川孝裕） その利用援助事業の利用状況ということですが、平成26年度の利用者数は39人、平成27年度の利用者数は46人となっており、福祉サービス利用援助事業から成年後見制度に移行した件数は、平成26年で2件、平成27年で4件となっております。

以上です。

P.79

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

判断能力が低下して、成年後見制度の利用が必要となったときに、家庭裁判所への申立ては、多くは配偶者や4親等内の親族などが行うのですが、身寄りがなくて申立てを行うことが困難な場合には、市長申立てを行ったり、市長申立てに限らず、経済的な理由で申立て費用や後見人などへの報酬を負担することが困難な場合にその費用を市が助成するという、亀岡市成年後見制度利用支援事業というのがあります。この亀岡市成年後見制度利用支援事業における市長申立て件数と、成年後見人への報酬助成件数の推移をお聞かせください。

P.80

◎市長（桂川孝裕） 亀岡市成年後見制度利用支援事業であります。知的障害者福祉法等に基づく障害のある方への市長申立ては、平成27年度において1件、後見制度報酬助成は平成26年度1件、平成27年度で1件、平成28年度8月現在で1件となっているところであります。また、老人福祉法に基づきます高齢者の市長申立ては、平成27年度1件で、後見制度報酬助成は、平成26年度10件、平成27年度19件、平成28年8月末現在において4件となっております。

以上です。

P.80

◆（山本由美子議員） 今、数を聞かせていただいたのですが、市長申立ての数、利用件数が少ない要因とい

うのがわかりましたら、教えていただきたいと思います。

P.80

◎市長（桂川孝裕） 実質、どういう状況でこれが1件なのかというのは、ちょっと市のほうで把握していないということですので、今後、一度その辺も確認してみたいと思います。

以上です。

P.80

◆（山本由美子議員） 今ちょっと聞かせていただきましたのは、最近のことなのですが、病院で入院されている方で、その方もひとり暮らしの方ですが生活保護を受けておられて、病院から後見人を立ててほしいというお話があったということで、それで相談の電話があったのです。けども、その方がこういう制度を亀岡市はされているということを知らなかったということで、お電話いただいたときに、高齢福祉課が障害を持っておられるのでしたら障害福祉課のほうへ行って1回聞いてみてくださいという話をさせてもらったのですけれども、ですから、この事業というのを本当に知っていただいている方が少ないのではないかなというふうに感じたので、できるだけやっぱりさっきも周知ということを言わせていただきましたけれども、こういう事業がありますということ、平成24年度まではこの市長申立てのものしか費用は出ていなかったのですけれども、平成24年からは本人であったりとか、配偶者の方であったり、本当に生活に困っている方には助成というのが出るようになっていきますので、そういうことも含めて担当、まず福祉施設の職員さんであるとか、いろいろな方にこういう事業を知っていただけるように取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の需要が増大することが見込まれることから、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要性があると考えますが、市民後見人の養成や法人後見のあり方なども含め、成年後見人の担い手確保についての考えをお聞かせください。

P.81

◎市長（桂川孝裕） 議員が先ほどから言われておりますように成年後見制度、こういうパンフレットをカウンターに置いております。また、議員の皆さん方にも1部ずつお届けをさせていただきますし、またそういう形で広めていただければありがたいと思います。

ただいまの担い手確保の考えはということですが、先ほどお答えしたとおり、成年後見制度の全国的な利用率は3%に満たない、大変少ない状況であります。

今後、高齢化がますます進展する中で、制度の利用者が増加するものと考えているところであります。しかし、制度の受け皿となる親族や専門職による後見については限界があり、全くの第三者の後見人に就任する市民後見人や、社会福祉協会やNPO法人等が後見人に就任する法人後見人の養成・支援を行い、受け皿を確保する必要があると考えております。そういう面ではもっともっとやはりPRをしながら、後見制度自体を知っていただいて、それに対する研修、先ほどありましたように、研修を行いながら、こういう担い手をつくっていくような努力をしていかないと、認知症の方もどんどんふえていく状況の中で、これから制度に、現実が追いつかない状況になってくのではと危惧しますので、そういう取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

P.81

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

平成28年3月に策定されました改定亀岡市地域福祉計画の中に、成年後見制度の普及・啓発、そして新たな成年後見の取り組みとして、「支援の充実を図るため、成年後見を担う人材育成の体制を構築します。」というふうに明記されております。主な取り組みとして、これから必要となる体制づくりの準備ということで、法人後見であるとか、市民後見であるとか、ここにも触れていただいておりますので、まだ市のほうはこれからというところというふうにお聞きしましたので、できるだけ進めていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、成年後見制度に関する相談及び利用支援、成年後見制度に関する広報及び啓発、市民後見人の養成などを行う権利擁護センター（仮称）の設置についての考えをお聞かせください。

P.81

◎市長（桂川孝裕） 京都府内においては、京都市及び福知山市で既に設置されているという状況がありました。権利擁護センターというものは、社会福祉協議会の直営ですとか、市町村の委託によって設置するものだという状況だということも確認したところであります。

今後は国の利用促進基本計画や他市の動向、市民ニーズ等を踏まえて研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

P.82

◆（山本由美子議員） 他市では、設置に向けて検討委員会というか、それを立ち上げて進めておられるということもあるのですが、今後そういうお考えはないか、お尋ねしたいと思います。

P.82

◎市長（桂川孝裕） 亀岡市の実情を踏まえながら、対応してまいりたいというふうに思います。

P.82

◆（山本由美子議員） それでは、できるだけ前向きにお願いしたいなと思います。

成年後見制度の利用促進を図るために、必要な方に十分利用していただけるような、そういう体制を計画的に整えていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、高齢者肺炎球菌ワクチン接種について、お伺いいたします。

肺炎は近年増加傾向にあり、日本人の死亡原因の第3位を占め、肺炎で亡くなる方の9割以上が、65歳以上の高齢者となっています。肺炎の予防や重症化を防ぐためには、肺炎球菌ワクチン接種による効果が期待され、平成26年10月1日より、高齢者肺炎球菌ワクチンが予防接種法に基づく定期接種となっています。定期接種の対象者は、経過措置として、平成26年度から平成30年度までは各年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方で、1人に1回、定期接種の機会が設けられ、亀岡市では自己負担4,000円で接種することができます。経過措置終了後の平成31年度からは、65歳の方のみが接種対象になる予定となっています。

5歳刻みを対象として始まったこの予防接種、この経過措置による助成制度がわかりにくいというお声を聞いております。周知をどのように図られているのか、お尋ねいたします。

P.82

◎健康福祉部長（栗林三善） 高齢者を対象といたしました肺炎球菌ワクチンにつきましては、今、御質問がございましたとおり、定期接種になりましたことから、経過措置として5年間に1回受けていただくということになっておりまして、対象となります方には個別に案内を行うとともに、広報紙等で周知を図っているところでございます。

以上でございます。

P.82

◆（山本由美子議員） 個別で周知を図っていただいているということですが、高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種対象者の接種率をお聞かせください。近隣自治体と比較してどうかもあわせてお願いいたします。

P.82

◎健康福祉部長（栗林三善） 高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率につきましては、平成26年度で47.8%、平成27年度は40.4%でございます。本年度の対象者は5,615人ございまして、7月末日までに960人が接種を受けておられまして、17.1%となっております。

なお、南丹医療圏内の市町でございますけれども、平成27年度の接種率につきましては、南丹市は39.6%、京丹波町は45.6%となっております。

以上でございます。

P.83

◆（山本由美子議員） 平成28年度は7月末時点で960人で、17.1%ということで、今、接種状況を聞かせていただいたのですが、今後の見込みをどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

P.83

◎健康福祉部長（栗林三善） ことしの7月末で17.1%になっておりますので、前年度を上回る接種率になるかと思っております。

以上でございます。

P.83

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

それでは次に、平成23年3月11日、国の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会ワクチン評価に関する小委員会の報告書において、ワクチンの医療経済的評価について、言及されています。その内容は、「保健医療費のみ評価する費用比較分析を行った場合、ワクチン接種に要する費用よりも、ワクチン接種によって削減が見込まれる肺炎球菌性肺炎関連の医療費が上回る。」というものです。「一例として、毎年65歳の方全員へのワクチン接種を行い、ワクチン接種の効果が5年間持続するとした場合、1年当たり約5,115億円の保健医療費が削減されるものと推計された。」というものです。これを亀岡市で置きかえますと、人口按分で計算したのですが、約3億8,940万円の保健医療費の削

減効果が期待できます。

この高齢者肺炎球菌ワクチン接種の効果をどのように捉えておられるのか、市民の健康と医療費削減効果についての認識をお聞かせください。

P.83

◎健康福祉部長（栗林三善） 肺炎球菌につきましては、80種類以上の型があると言われております。肺炎球菌ワクチンの接種によりまして、そのうち23種類に対しての免疫をつけることができると。これによりまして、肺炎球菌の肺炎、8割ぐらいに有効であると言われております。また、高齢の慢性肺炎疾患患者に、インフルエンザと肺炎両方のワクチンを接種いたしますと、入院を63%、死亡を81%減らすことができるという報告もございまして、大変有用なワクチンであると考えておりますし、医療費についても貢献するものと認識いたしております。

以上でございます。

P.83

◆（山本由美子議員） インフルエンザとこのワクチン接種、一緒にすると大変有用であるということで、言っていただきました。

健康寿命の延伸と医療費削減効果が期待できる高齢者肺炎球菌ワクチンですけれども、この4月には対象者全員に個別通知していただいているというふうに向いました。接種率向上のために、未接種者に対して再通知をする考えはないか、お尋ねいたします。

P.84

◎健康福祉部長（栗林三善） 接種対象者には、年度当初に個別に案内しております。あわせて広報紙等でも制度の周知を図っているところでございます。

なお、接種しました実績の把握については、医療機関、国保連合会を経由して把握することになりますので、その期間が2、3カ月おくれしてしまうということになりまして、二重の接種を避ける観点から、現在のところ再通知等は行っておりませんが、老人クラブの集会でございましてか、そのようなあらゆる機会を生かしまして、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

P.84

◆（山本由美子議員） 行き違いや二重接種があるといけないからということで、今のところはされていないというふうに御答弁いただいたかというふうに思うのですが、そういうふうな心配ごとというのは、通知をされる文書の中でしっかりと対応できるのではないかなというふうに思っているところです。

実際に、当初、個別通知をされて、そしてまた年度末に再通知をされているところもありまして、直接お話しも聞かせていただいたのですが、群馬県の館林市とかいろいろあちこち電話して聞かせてもらったのですけれども、本当にそこも通知を出されていますけれども、その中で、これは5年刻みになっているのですが、結局個人では一生に1回しか定期接種で助成を受けて受けられるチャンスがないわけですね。ですので、この定期接種の対象となるのは、生涯に1回ですと、ちょっと強調したり、あとは希望の方は平成28年3月31日までにお受けくださいということを、期日をちゃんと、もう一度再確認してあげたりとか、さっき行き違いでちょっとあったらだめだからということでしたけれども、「このハガキは何月時点で記録で確認しておりますので、接種済みの方に行き違いで届いている場合はおわびいたします。」というようなことも書かれて、出しておられます。その通知を出すことで、そのあとで結構お問い合わせもふえて、接種率も上がっているというようなことをおっしゃっていました。効果があるということで、今年度もされるということで聞いたのですけれども、やっぱり対象者が高齢者ですので、当初通知を出されても、まあまあという感じでしていたら、結局やっぱり忘れてしまうということが多いですので、インフルエンザみたいに、毎年チャンスがあるわけではないので、もう絶対に1人に1回、生涯に1回しかないのですということで、勸奨ではなくて、お知らせという意味合いで通知を出していますというふうに言われていましたので、できれば、本市としても実際に実施されているところにも効果を聞いていただいて、またしていただきたいなということを要望させていただきます。

それと、先ほども言わせていただいたのですが、医療費削減効果の点では、本市において65歳の方全員が接種したと仮定すると、1年間で約3億8,940万円の保健医療費削減の効果が推測されるというふうに、紹介させていただきましたけれども、この再通知をすることで、仮に接種率が5%ふえた場合には、65歳の方だけで約1,947万円、保健医療費の削減が期待できることとなります。ですので、市民の健康を守るという観点と、そして医療費の削減ということも含めまして、再通知ということを御検討いただきたいと思うのですが、再度御答弁を求めたいと思います。

P.85

◎健康福祉部長（栗林三善） 経費の効果もお知らせいただきましたので、調査いたしたいと思います。

以上でございます。

P.85

◆（山本由美子議員） それでは、未接種者の中で、接種しようと思っていたのに忘れていたという方を1人でもなくすることが、死因第3位の肺炎から高齢者を守るという点で重要であると考えますので、ぜひ再通知もあわせて周知のほうもお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、最後に、学校規模適正化について、お伺いたします。

亀岡市学校規模適正化検討会議からの提言を受け、本年3月に策定されました亀岡市学校規模適正化基本方針の中には、中学校区ごとの地域別の規模適正化の方向性が示されていますが、その決定については、保護者を含む地域住民への丁寧な説明と十分な議論が必要だと考えます。

平成28年6月23日に開催されました第1回目の別院ブロック協議会において、別院中学校ブロック学校規模適正化実施計画（案）が配付され、その中には年度別計画として、「平成30年度より別院中学校を南桑中学校に編入する」と記載されていました。亀岡市学校規模適正化基本方針の中に、別院中学校ブロックの規模適正化の方向性として、別院中学校と東・西別院小学校を統合して、小中一貫を開校するという選択肢も示されているにもかかわらず、市として、別院中学校を南桑中学校へ編入するという案を協議会で提示されました。その経過と考えをお伺いたします。

P.85

◎教育長（田中太郎） 今、議員御指摘の別院中学校ブロックの学校規模適正化についてでございますが、基本方針の中で掲げた案の中からですが、現在、それぞれの学校の実態、それから小学校への特認校の導入等を勘案いたしまして、また中学校の子ども数が急激に減少していることを考えまして、早急に取り入れる方策として、教育委員会からは別院中学校の南桑中学校への統合を案としてお示しさせていただいたということでございます。

以上です。

P.86

◆（山本由美子議員） 午前中の齊藤議員の一般質問の中で、決まった話も言い方1つで理解できることもできなくなるのだというような話をしていました。私はちょっとひっかかったのです。決まったことをもって、決まっていますよね、今のお話では。編入という、それを聞いたのは、私たち委員として出席させていただいた1回目のブロック協議会が初めてだったのです。編入であるとか、特認校であるとか、聞かせていただいたのはそのときが初めて。市として案を出すというのは、すごくいいことだと思うのです。その案に対して反対だ、賛成だ、いやこうしたほうがいいのではないかというような意見もどんどん出せるので、それはかえって意味があることかなというふうにも感じております。ただども、その出席したさまざまな委員からさまざまな意見を出されたのですが、結局何か結果ありきみたいに思えてならないというようなお声を聞かせていただきました。皆さんが集まるといって、行政側とそういう保護者の方たちが集まる機会があった中でも、平成30年度から南桑中学校に編入するとなったら、この秋にもう決定しておかないといけいないのだ、間に合わないのだというようなことを言われたのですね。今はまだ住民説明にも入っておられないのに、別に小中一貫がいいとか、編入がだめとか、そういうことではなくて、まだ決まっていないということをちょっと改めて確認を、ここでさせていただきたいと思います。

P.86

◎教育長（田中太郎） 今、議員御指摘のとおり、これから教育委員会等も含めた議論もして決定していくということになっておりますので、まだ決定されたことではございません。

P.86

◆（山本由美子議員） もう1つ、ちょっと聞きたいのですが、今、ブロック区域ごとに適正化ということで話をしているのですけれども、小学校のほうの小規模特認校をして、児童をふやして、学校を存続させたいということで、今、頑張ろうとして、現場の先生も汗を本当にかいていただいて、4月からスタートして、本当に期間のない中を精いっぱいやっていただいているのです。なのに、この片やふやしてこうとして頑張っているのに、中学校はもう編入という、その考えというのは、整合性がないというふうには私は感じるのですが、教育長、御答弁いただきたいと思っております。

P.86

◎教育長（田中太郎） 小学校の特認校制度をやっている学校が、この近辺にも幾つかございます。高槻市の榎田小学校であったり、宇治市のほうの笠取小学校、それから京田辺市に普賢寺小学校というのがございます。それぞれの学校は、中学校に進学するときには、市街地のある程度大きい規模の学校に通わせておられるという経緯もございます。そういう意味では、中学校の子どもが一定確保されないと、中学校教育が十分できないということは、我々としては判断の1つの基準として持っています、今回、小学校特認校で両校が一定の子どもの数を確保され、その子どもたちが別院中学校にしっかり進学したいという希望を強く持ってきてくれれば、今、一旦行っているその南桑中学校への統合については、どこかの時点で中止したりとか、あるいは延期したりとかすることは可能だというふうには思

ていますが、もし統合するということになれば、子どもたちも交流をしたりとか、さまざまな準備をしないと統合はできないと思っていますので、どこかの時期を定めた上で、統合するということを計画しながら、中止していくことも可能かなというふうなことはと思っています。こういったことについて、今後、市民の皆さん方にも丁寧に説明していきたいと思っていますし、また小中一貫については、学校施設の問題であったり、小学校を統合するということになりますので、そのあたり、時間をかけて議論していただく中で、将来構想として、小中一貫というのは考えていくことも可能だと思っていますので、このあたりもまた地域の皆さん方の意見を聞きながら、川東学園についても10年近くかかって設立されているという経過もございますので、時間をかけて議論をまたしていきたいと思っています。

以上です。

P.87

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

時間をかけて議論していくということで、もう最初は本当に、平成30年4月から南桑中学校編入ということは、それありきで話がいってましたので、本当に何を議論しても行き着くところはそこという感じだったので、やはり次の、2番目になりますけれども、東・西別院小学校では、来年度より特認校制度を導入して、3年ほど経過を見て、両校のあり方を検討するというふうに考えを示されております。ですので、別院中学校のあり方もせめて特認校の成果というか、検証を見てからという考えはないかということを知りたかったのですが、もう一度、今お答えいただいたのですが、改めて、そしてこの3年ということでもなくて、やっぱりある程度ずるずるといくことは、住民の方も思っていないですけれども、今、本当に説明不足ですし、特認校もやって頑張っていこうという中で、中学校が地元にないないというのは、やっぱりこの小規模特認校をする上でもすごく痛手なのです。小規模特認校に来ていただける方というのは、やっぱり小規模のよさで本当に特色のある、そういう学校を求めて来られるので、やっぱり中学校もその先にはあると思って入学される方が多いのですね。それがなくなったら、それが全部とは言いませんけれども、やっぱり半減するというか、やっぱりある程度下がってくるというのがあるのですよね。ですので、やっぱり検証するところまでは、中学校を残していただきたいなと思いますし、それから、これから住民説明会に入ってくださいと予定となっていますので、そのあたりでもしっかりと住民の方の御意見を聞いていただいて、それから方向性を決めていただきたいなというふうに感じているところです。御答弁をお願いしたいと思います。

P.88

◎教育長（田中太郎） 先ほども答弁させていただきましたように、小学校の特認制度によって、どれぐらいの子どもさんが両小学校に入学を希望されるのかといったような実態と、それから一定、やっぱり中学校は子どもの数がそろわないと、授業であったり、特別活動であったり、さまざまな活動に支障を来すという現実もございますので、そうしたことを勘案しながら、地域の皆さん方にも十分説明をしながら、対応について今後とも考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

P.88

◆（山本由美子議員） 済みません。関連して聞かせていただきます。

特認校制度を実施されて、検証する期間が設けられているのですけれども、そのときにやっぱり片一方だけ来られたりとか、片一方だけ来られなかったりとかいうことも考えられますし、あるいは両方来られないということも考えられますし、ふえたらそれで、また中学校を存続していけるということになると思うのですが、本当にどうしても人数が集まらないというときには、どのように考えておられるのかということ、ちょっと聞かせていただきたいと思っております。

P.88

◎教育長（田中太郎） 今すぐに答えを持っているということではございませんが、例えば地域から、小学校の統合というような御意見をいただくことがあるかもしれませんが、あるいは先ほど言いました小中一貫というふうな形でつくっていききたいというような希望が出てくるかもしれませんが、いずれにしてもそれについては、仮に小中一貫であれば、どこにまずつくのかとかいうようなことも含めて、丁寧に議論していかないとはいけませんので、ここですぐにこうしますというふうなことは、今のところは申し上げられません。

以上でございます。

P.88

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

私も答えをすぐに求めようという気はないです。本当にゆっくりと、じっくりと、住民の方と話し合ってください、結果を出していただきたいなというふうに思っています。

川東小学校のほうも、いろいろすごく長い時間をかけて統合されたということも、先ほどもおっしゃってました

ので、やっぱり保護者を含む住民の方の意見というの、しっかりと聞いていただいて、そして子どもたちにとっても一番いい形になっていけるように、しっかりとこれからも検討いただきたいなと思います。

済みません。また3番、改めて聞かせていただきます。近く行われる予定の住民説明会の中で出された意見などを、今後計画の中でどのように入れていくかというか、もっとゆっくりとじっくり時間をかけてしていただきたいということが出てきたら、そのときはそのように考えるということによろしいでしょうか。

P.89

◎教育長（田中太郎） 十分その意見は聞かせていただくという、これは前提ではありますが、一方で、課題を解決しなければならないという緊急性も、別院中学校等についてもそうですし、その他の地域の規模適正化についても、ことしは大丈夫だけれども、来年はだめだというようなことが現実に起こってくれば、これについては即対応していかないとはいけませんので、一概に時間をかけていつまでもというふうにはできない部分がございますが、できる限りそういう保護者の、あるいは地元の意見を聞きながら対応させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

P.89

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

本当にどういう形が一番いいのかというのが、今、見えていない状況です。6月の第1回目のときに聞いたのが本当に初めてでしたので、保護者の方も地域の方もこれから聞かれると思うのですが、本当に困っているというか、戸惑っているというか、どうしたらいいんやろというようなことなんですね。お母さんたちも、小規模特認校で人数がふえたらというふうに言われたので、一生懸命自分たちのできることを精いっぱい頑張らせてされているというのが、今、現状であります。ですので、やっぱり住民の方に意見も聞きながら、みんなで本当によりよい方向を探っていただきたいことを要望させていただきたいと思います。

以上で私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

-----